

令和6年度介護報酬改定等に係る質問・回答

	区分	質問	回答	回答日	
1	処遇改善に関すること	一月あたり介護報酬総単位数について、「前年1月から12月までの1年間の総単位数を12で除するなどの方法」により推定することとされているが、施設が適切と判断した独自の方法によって推定することとしてもよいか。	基本的には「前年1月から12月までの1年間の総単位数を12で除する」ことにより推定することを想定していますが、その他の方法により推定した方が的確に推定できると判断した場合には、その他の方法を用いることも妨げません。ただし、県から説明を求められた場合、推定方法について説明できるようにしてください。	2024/3/28	
2	処遇改善に関すること	令和6年6月からの処遇改善加算について、令和6年2月から5月までの処遇改善補助金を未算定の事業所でも算定可能か。	処遇改善補助金の取得状況にかかわらず、処遇改善加算の算定要件を満たしていれば算定可能です。	2024/3/28	
3	処遇改善に関すること	令和6年6月からの処遇改善加算について、「介護職員」のみ賃金改善を実施し、「その他の職員」については賃金改善の対象としないという配分も可能か。	賃金改善の金額や対象者について、事業所の裁量で決定することが可能です。ただし、配分方法について事業所から従業員に対して事前に説明を行うことが必要です。	2024/3/28	
4	処遇改善に関すること	当事業所では、介護職員処遇改善加算が創設された平成24年度から加算を算定している。この場合、「新加算等を算定しない場合の賃金水準」とは、事業所が初めて旧「処遇改善加算」を算定した年度の前年度である平成23年度の賃金水準という理解で差し支えないか。	貴見のとおりです。ただし、職員構成の変動等により、現在の賃金水準と比較することが適切でない場合は、その他の適切な方法により算出し、賃金改善額を算出することとしても差し支えありません。	2024/3/28	
5	処遇改善に関すること	提出書類について	令和6年度の処遇改善計画書はいつまでに提出すればよいか。	4月から算定する場合は、4月15日までに提出してください。なお、6月15日まで計画の変更の届出が可能です。	2024/4/8
6	処遇改善に関すること	提出書類について	令和6年4月・5月分の処遇改善加算を算定するにあたって、「処遇改善計画書」と「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」はあわせて提出する必要があるか。	加算の新規算定や区分の変更がない場合は、「処遇改善計画書」のみ提出いただければ結構です。加算の新規算定や区分の変更がある場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出が別途必要です。なお、算定開始時期（加算届の受理期間）については以下のとおりとなります。 ・事業所系サービス（訪問介護、通所介護等） ：毎月15日以前に届出→翌月から算定 毎月16日以後に届出→翌々月から算定 ・施設系サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、短期入所生活介護等） ：届出が受理された日の翌月から算定 （ただし、月の初日の場合はその月から算定）	2024/4/8
7	処遇改善に関すること	提出書類について	令和6年6月1日から新加算を算定したい。新加算の算定にあたり、処遇改善計画書以外に必要な提出書類・提出期限を教えてください。	令和6年6月からの新加算算定にかかる届出書や様式、提出期限については、4月下旬以降を目途に改めて周知いたします。	2024/4/8
8	処遇改善に関すること	提出書類について	処遇改善計画書を作成するにあたって、同一法人内の事業所の数が10以下の介護サービス事業者は、別紙様式2、別紙様式6のどちらを使ってもよいのか。	貴見のとおりです。	2024/4/8

令和6年度介護報酬改定等に係る質問・回答

	区分	質問	回答	回答日
9	処遇改善に関すること	<p>新加算Ⅰを算定するにあたって、「経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置すること」という要件があるが、各サービスで必要な割合を教えてください。</p>	<p>キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）では、サービス類型ごとに一定以上の介護福祉士等を配置していることが求められます。</p> <p>具体的には、新加算等を算定する事業所又は併設する本体事業所において、サービス類型ごとにキャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）を担保するものとして算定が必要な加算・区分の届出を行っていることが必要となります。（介護保険最新情報Vol.1215別紙1表4参照）</p> <p>介護福祉士の配置割合については、算定が必要な各加算・区分の算定要件をご確認ください。</p> <p>【参考URL】介護保険最新情報Vol.1215 https://www.mhlw.go.jp/content/001227727.pdf</p>	2024/4/8